

新型コロナウイルスワクチン接種



についてのお知らせ

問合せ 保健センター ☎294-5511 FAX 295-5850

初回接種（1・2回目）がまだお済みでない人へ（12歳以上）

■使用ワクチン ファイザー社の従来型のワクチン

■接種場所 初野医院、ハピネス会川角クリニック

■予約方法 各医療機関に電話

※接種券を紛失した人は、保健センターに再発行申請をしてください（郵送、窓口、電子申請で受付）。



再発行申請

3回目・4回目・5回目接種を希望の人へ（12歳以上）

毛呂山町では、対象となる人のうち希望する全ての人に、12月中に接種できる体制となっています。

■使用ワクチン ファイザー社またはモデルナ社オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）

■接種場所 集団接種（東公民館）、個別接種（町内医療機関）

■予約方法 集団接種／コールセンター（☎050-5578-9415）またはインターネット予約
個別接種／直接、医療機関に予約（町ホームページをご覧ください。）

※オミクロン株対応ワクチンは、1人1回接種できます。



町ホームページ

11歳以下で接種を希望する人（保護者）へ

■使用ワクチン 5～11歳／ファイザー社小児用ワクチン

生後6か月～4歳／ファイザー社乳幼児用ワクチン

■接種場所 初野医院、おっぺ小児科・アレルギー科クリニック

■予約方法 初野医院／電話予約 おっぺ小児科・アレルギー科クリニック／クリニックのホームページから予約

■注意 5～11歳／1回目接種から3週間をあけて2回目を接種し、5か月あけて3回目接種。ただし、2回目接種の後、12歳の誕生日を迎えた場合、2回目から3か月経過すれば、12歳以上のワクチン（オミクロン株対応ワクチン）の対象となります。ワクチンの種類、接種間隔は、間違いのないよう、保護者の人も接種会場で確認の上、お受けいただくようお願いします。

生後6か月～4歳／1回目接種から3週間をあけて2回目を接種し、8週間あけて3回目接種。

※対象者に、町からワクチンの予約票や説明書を郵送しています。お子さんのワクチン接種には、保護者の同意と立ち合いが必要です。効果や副反応をよくご理解のうえ、保護者の同意に基づいてご判断ください。

新型コロナ抗原検査キット等の事前購入促進について

備えましたか？ 検査キット

発熱等の体調不良時、速やかに自己検査できるよう新型コロナ抗原検査キット・解熱鎮痛剤を**事前に購入**しましょう。

- ①発熱時に検査キット陽性の場合、早期にオンラインの確定診断を受け、安心して療養に入れます。
- ②発熱時に検査キット陰性の場合、かかりつけ医や最寄りの医療機関が受診しやすくなります。

事前に検査キットを備えておくことにより、インフルエンザの場合、治療薬の効果が期待できる発症から48時間以内の服用がより確実になります。

検査キットの事前購入にご協力をお願いします。

～「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」を選びましょう！～



令和4年度地域歳末たすけあい運動

この募金は、支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、多様な福祉活動を行うための財源となる募金です。

ご協力いただいた募金は、配分委員会で配分方法・金額・配分先を協議し、毛呂山町社会福祉協議会が町内で実施する支援事業に配分します。

▶**実施期間** 令和5年3月31日（金）まで

▶**重点期間** 令和4年12月31日（土）まで

▶**目標額** 213万3千円

※令和3年度募金総額は190万7,285円でした。ご協力ありがとうございました。

▶**問合せ** 埼玉県共同募金会毛呂山町支会

☎295-0601 FAX295-0603



住民税非課税世帯に対する電気・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金のご案内

国では、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を給付することとなりました。受給には手続きが必要です。最新情報は町のホームページでお知らせしていますので併せてご確認ください。

■支給対象となる世帯

	①住民税非課税世帯	②家計急変世帯
要件	世帯全員の『令和4年度分住民税均等割が非課税』である世帯。 ※生活保護世帯を含みます。 ※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。	予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯。
申請方法	対象となる世帯には「 確認書 」を送付します 確認書は <u>12月上旬</u> 発送予定です。 ・確認書が届いた世帯は、内容をご確認の上、 <u>必ずご返送ください</u> 。 ・基準日（令和4年9月30日）時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。	・申請には世帯全員それぞれの収入状況が確認できる書類（例：給与明細書等）が必要となります。 ・申請書受付後は要件を満たしているか審査します。支給決定までに時間を要しますのでご注意ください。

申請期限 令和5年1月31日（火） ※申請期間が短いのでご注意ください。

■特殊詐欺や個人情報^{さしゆ}の詐取にご注意ください

自宅等に給付金をかたった不審な電話や郵送物があった場合は、最寄りの警察署や警察「相談専用電話（#9110）」に連絡してください。

■制度に関するお問い合わせ（内閣府コールセンター）

電話番号／0120-526-145 受付時間／午前9時～午後8時（土日祝日、12/29～1/3を除く）

▶**問合せ** 役場総務課☎295-2112☎312・313・314